

(質問第二號) 昭和二十二年七月一日配付

國民健康保險組合制度に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年六月三十日

姫井伊介

參議院議長 松平恒雄殿

國民健康保險組合制度に關する質問主意書

現行國民健康保險組合の運営がほとんど有名無実に行詰まれることは國民の保健衛生上すこぶる遺憾の事實である。これは單に政府の補助政策などによつて解決される問題では無い。根本的に無理な原因があるからである。そこで、左の事につき政府の意見をお尋ねする。

一、保險料の國民負担を公平且つ均衡化し其の徴收を容易ならしむるため、これを課税化し所得税中に包含せしむるよう処理すること

二、市町村単体の組合を道府縣單位とし、組合員負担の均衡化（前項参照）と運営の合理化を図り、醫療助産及保健施設を整備普及すること

三、診療報酬及藥價等は、その定額過低に失し診療機能を阻害せざるよう、關係團體の隨時適正なる協定に委すこと

四、藥劑及治療材料は、保險醫としての実績によつて配給すること

五、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合すること

右に対し文書答弁を願います。

〔答〕 健康保険組合は、労働者の健康増進と疾病予防を目的として、労働者相互の連帯によるものである。従って、労働者の健康増進と疾病予防の観点から、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合することは、労働者の健康増進と疾病予防に資するものと考えられる。

〔問〕 労働者の健康増進と疾病予防の観点から、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合することは、労働者の健康増進と疾病予防に資するものと考えられる。この観点から、労働者の健康増進と疾病予防の観点から、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合することは、労働者の健康増進と疾病予防に資するものと考えられる。

〔答〕 労働者の健康増進と疾病予防の観点から、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合することは、労働者の健康増進と疾病予防に資するものと考えられる。この観点から、労働者の健康増進と疾病予防の観点から、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合することは、労働者の健康増進と疾病予防に資するものと考えられる。

〔問〕 労働者の健康増進と疾病予防の観点から、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合することは、労働者の健康増進と疾病予防に資するものと考えられる。この観点から、労働者の健康増進と疾病予防の観点から、各種の健康保険組合制度を適当に連絡統合することは、労働者の健康増進と疾病予防に資するものと考えられる。